

佐久市立中込中学校 いじめ防止基本方針

はじめに

ここに定める「中込中学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日交付、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、本校におけるいじめ等の問題に対する具体的な方針および対策を示すものである。

一 いじめ問題に対する基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめとは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係のある者が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)により、精神的な苦痛を感じているものをいう。

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行わなければならない。

(平成18年度文科省『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』より)

2 いじめの特質および指導の原則

「いじめは、どこでも、誰にでも起こりうる」という基本認識に立ち、本校生徒が明るく健全な人間関係を構築し、安心して学校生活を送ることができることを願い、全職員でその防止に向けて取り組む。また、学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」との理解を促し、豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力を養う。

3 いじめの種類

- (1) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- (4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- (5) 金品をたかられる。
- (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (7) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- (9) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- (10) その他

(文科省 いじめ防止基本方針より)

二 いじめ防止等のための対策

1 いじめを未然に防止する指導

- (1) 「居場所」と「つながり」のある学校・学級づくり生徒一人ひとりが大切にされ、自己有用感を持ちながら生活していくられるような環境づくりを大切にする。集団内で役割を担う活動、達成感や成就感を味わうことのできる活動を行い、暖かい人間関係の中で、お互いを認め合える経験を積ませる。

(2) 「規範意識」の向上と「自律心」の育成
「学校のきまり」や「授業の心得（五つの約束）」を繰り返し指導することにより、生徒の規範意識を高め、自らを律する心を育てる。これが「いじめは絶対に許されない行為である」と、恥ずべき行為であること」を感じさせることにつながる。

(3) 「わかる授業」と「基礎基本の定着」

個人に応じた「わかる授業」を行うことで、「基礎基本の定着」を図り、学習に対する達成感・成就感を味わわせ、生徒の心や生活が安定するようにする。

(4) 「生命」や「人権」を大切にする指導

各学年の生徒の実態に合わせた道徳教育の充実を図るとともに、「性教育月間」「人権教育月間」など学校教育全体を通して「命の大切さ」を実感できる教育を行う。

2 いじめの早期発見・早期対応に向けて

(1) SOS郵便やアセス、学校生活アンケートを実施し、いじめを早期発見するとともに、その対策を講じるための資料とする。（各学期）

(2) いじめへの対応のポイント（いじめ問題対応の原則 参照）

①被害生徒への対応

○支えてもらっているという実感

- ・いじめられている生徒のつらさに共感する教師の態度
- ・被害防止対策の強化（被害者の意向を汲み、安心して学校生活を送るための具体的な支援を提案）
- ・支えてくれる仲間への支援

○人間関係の改善

②加害生徒への対応

○心理的道義的責任を果たすための支援

- ・事実関係の丁寧な聞き取り（一方的な批判は避ける）
- ・自己の非・行為に対しつかり向き合うことができるような支援（加害生徒の不安・不満に耳を傾げつつ、何がいけなかつたかをはつきりさせる）
- ・相手の気持ちへの理解・共感（いかなる理由があろうともいじめは許されない行為との認識を伝える）

○いじめが起きた背景へのアプローチ

- ・コミュニケーションスキル改善への支援

③被害生徒保護者への対応

・いじめの事実を正確に伝える。

- ・「学校はいじめられている生徒を守る」という姿勢を示す。

- ・学校としての具体的な指導・取り組みを示し、理解を得る。

- ・具体的な指導の経過を伝えたり、解決後も定期的に生徒の様子を伝えたりする。

④加害生徒保護者への対応

- ・いじめの事実を客観的に伝える。

- ・保護者の心情への理解を示しながら、今後の対応について助言し、協力を得る。

- ・相手の心の痛みの理解を図り、生徒のよりよい行動改善について一緒に考える。

⑤学級・学年等への対応

- ・いじめは絶対に許されない行為であること、集団の力によって防げることを伝え、集団的正義感を育てる。
- ・道徳、学級活動等あらゆる教育活動を通して、傍観したり無関心であったりする意識の変革を図る。

3 校内体制について

(1)いじめ対策委員会の設置

①メンバー 学校長・教頭・教務・生徒指導主事・生徒指導係

学年主任・当該学級担任（※状況に応じて、不登校対策委員会と連携）

②委員会の役割

- ・アセス、いじめアンケートの実施および対応
- ・人権教育月間の計画推進
- ・生徒理解および情報交換による、いじめの早期発見

③いじめへの対応

- ・いじめの事実（未確認段階でも）が報告されたら、直ちに対策委員会を招集。
- ・事実関係の把握、関係生徒、保護者への対応等の協議を行い、指導の方向を明確にする。
- ・担任、学年任せにせず、全校体制で指導に当たれるよう組織化する。
- ・全職員へ事実を伝え、情報の共有化を図るとともに共通認識をもって指導に当たる。

4 他機関との連携について

(1) S C、SMAとの連携

- ①いじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けて、生徒の悩みや不安等の相談を行う。
- ②保護者からの相談・カウンセリングの実施。
- ③支援会議の実施および校内委員会への助言。
- ④市・警察・児相等へのペイプ役。

(2) 重大事案への対処

- 生徒の生命・心身又は財産等に重大な被害が生じるおそれのあるとき、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされた疑いがある場合は、速やかに次の対処をとる。

①重大な事態が発生した旨を、佐久市教育委員会・長野県教育委員会に速やかに報告する。

【事項速報カードの提出】

②教育委員会との協議・指導を受け、当該事案に対処するための組織を設置する。

例) 拡大いじめ対策支援会議

- 校内いじめ対策委員、P T A正副会長、学校評議員、市教委、児相、警察等
- ・事実関係の調査　・対応策の協議　・生徒への指導（含：カウンセリング）
- ・生徒集会、保護者会の招集、実施　・マスコミへの対応 等

- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を行い、解決に向けての具体的なプロセスを構想し、指導を行う。

5 その他

①教員が日頃から生徒と向き合う時間が確保できるよう、勤務態勢の改善を図る。

・公務分掌の適正化および組織の整備　　・日課、行事等の改善

②学校・学年・学級が常に開かれた雰囲気を保てるようにする。

・日常的な授業参観　・通信等での広報活動　・P T Aと連携した行事